

01

就業不能保障特約（2020）

令和2年（2020年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までにご加入の就業不能保障特約

名称		支払事由	支払額
就業不能給付金	A	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（精神疾患および妊娠・出産を除く）による入院または在宅療養が該当した日から起算して30日間継続したとき	特約給付金月額×12ヵ月分
	B	責任開始期以後に生じた所定の精神疾患による入院が該当した日から起算して30日間継続したとき（お支払いは1回かぎり）	
就業不能年金	第1回	責任開始期以後に生じた傷害または疾病（精神疾患および妊娠・出産を除く）による入院または在宅療養が該当した日から起算して1年間継続したとき	特約給付金月額×12
	第2回以後	年金支払期間中に到来する、第1回の就業不能年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存しているとき	特約給付金月額×12

Q 「在宅療養をしている」というのは、自宅で静養していることも含まれますか？

A 含まれません。
在宅療養とは、医師による治療が必要であり、かつ、日本国内の自宅などで、計画的な訪問診療または医師の指示・診療にもとづく計画的な訪問看護・指導を受けながら治療に専念することをいいます。

※「計画的な訪問診療」または「計画的な訪問看護・指導など」は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料が算定されることを要件とします。（往診料および救急搬送診療料を除きます。）

Q 15日間入院した後に、医師の指示があり40日間自宅で安静にしていました。就業不能給付金は支払われますか？

A お支払いできません。医師からの安静指示のみでは就業不能状態の要件となる「在宅療養」に該当しません。

平成23年(2011年)6月1日から令和2年(2020年)3月31日までにご加入の就業不能保障特約

名称	支払事由	給付形態	支払額
就業不能年金	責任開始期以後に生じた傷害または疾病(特定疾患を除く)による就業不能状態が該当した日から起算して121日以上継続したとき	5年有期年金 (保証期間なし)	1回の支払いにつき 特約年金額
特定疾患 就業不能給付金	責任開始期以後に生じた以下の特定疾患による就業不能状態が該当した日から起算して121日以上継続したとき ・精神障害(薬物依存を除く) ・妊娠・分娩・産じょくなど	一時金 (お支払いは1回かぎり)	特約給付金額 (金額は一律30万円)



「就業不能状態」とはどのような状態のことをいうのですか？



傷害または病気により、治療を直接の目的とする入院または日本の医師の指示による在宅療養をしており、いかなる職業においても全く就業ができないと医学的見地から判断される状態をいいます。



交通事故により、入院はしなかったものの首筋の痛みや頭痛が残ったため、自らの意思で仕事を休み、医師の指示のないまま121日以上自宅で安静にしていました。就業不能年金は支払われますか？



医師の指示による在宅療養ではないためお支払いできません。



医師の指示により121日以上継続して入院のうえ治療を受けました。就業不能年金は支払われますか？



就業不能年金をお支払いします。



【ご注意】

それまで従事していた仕事はできなくても、医学的にみて別の仕事であれば就業可能と判断されるような場合は、就業不能状態には該当しないため、就業不能年金はお支払いできません。